

(別紙様式1)

平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 奈良県
農業委員会名： 天理市農業委員会

I 農業委員会の状況(平成31年3月20日現在)

1 農家・農地等の概要

| | 農家数(戸) |
|--------|--------|
| 総農家数 | 1,951 |
| 自給的農家数 | 806 |
| 販売農家数 | 1,145 |
| 主業農家数 | 168 |
| 準主業農家数 | 199 |
| 副業的農家数 | 778 |

※ 農林業センサス(2015)に基づいて記入。

| | 農業者数(人) |
|--------|---------|
| 農業就業者数 | 4,303 |
| 女性 | 2,185 |
| 40代以下 | 1,547 |

※ 農林業センサス(2015)に基づいて記入。

| | 経営数(経営) |
|-----------|---------|
| 認定農業者 | 85 |
| 基本構想水準到達者 | 12 |
| 認定新規就農者 | 8 |
| 農業参入法人 | 9 |
| 集落営農経営 | 1 |
| 特定農業団体 | 0 |
| 集落営農組織 | 1 |

※農業委員会調べ

単位:ha

| | 田 | 畑 | 畑 | | | 計 |
|--------|-------|-----|-----|-----|-----|-------|
| | | | 普通畑 | 樹園地 | 牧草畑 | |
| 耕地面積 | 1,441 | 199 | 199 | | | 1,640 |
| 経営耕地面積 | 859 | 125 | 63 | 62 | 0 | 984 |
| 遊休農地面積 | 8.0 | 0.8 | 0.8 | | | 8.8 |
| 農地台帳面積 | 1,675 | 368 | 368 | | | 2,043 |

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計(H30)における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 32年 7月 19日

| | 農業委員 | |
|------------|------|----|
| | 定数 | 実数 |
| 農業委員数 | 10 | 10 |
| 認定農業者 | | 8 |
| 認定農業者に準ずる者 | | 1 |
| 女性 | | 0 |
| 40代以下 | | 1 |
| 中立委員 | | 1 |

| | 定数 | 実数 | 地区数 |
|-------------|----|----|-----|
| 農地利用最適化推進委員 | 10 | 8 | 1 |

* 農業委員の内数が実数を上回るのは、40代以下の認定農業者がいるため

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

| | | | |
|--------------------|---|-----------|------|
| 現 状 (平成31年3月現在) | 管内の農地面積 | これまでの集積面積 | 集積率 |
| | 1,640ha | 153.2ha | 9.3% |
| 課 題 | <ul style="list-style-type: none"> ・農業後継者への支援(情報提供や制度の周知) ・中間管理機構への集積促進 | | |

※1 管内の農地面積は、**耕地及び作付面積統計**における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成31年度の目標及び活動計画

| | |
|------|---|
| 目 標 | 集積面積 156ha (うち新規集積面積 3 ha) |
| | 目標設定の考え方:例年の集積面積に努力目標を加味 |
| 活動計画 | 農業委員、農地利用推進委員、農家組合長、JAと連携し、情報交換しながら、地域の実情に応じた利用集積を推進する。また、公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターが行う農地中間管理事業をの周知を行う。 |

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

| | | | |
|---------|---|--------------------|--------------------|
| 新規参入の状況 | 28年度新規参入者数 | 29年度新規参入者数 | 30年度新規参入者数 |
| | 3経営体 | 7経営体 | 2経営体 |
| | 27年度新規参入者が取得した農地面積 | 28年度新規参入者が取得した農地面積 | 29年度新規参入者が取得した農地面積 |
| | 2.7ha | 2.1ha | 0.7ha |
| 課 題 | <ul style="list-style-type: none"> ・持続的な農業経営への支援 ・新規参入を促す情報提供 | | |

※ 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成31年度の目標及び活動計画

| | | | |
|------|--|--------|------------|
| 目 標 | 3 経営体 | 参入目標面積 | 1ha |
| 活動計画 | 農業関連組織等より発信する新規参入者に関する情報を積極的に提供し、市が主催するイベント等でPRしていく。 | | |

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び**参入目標面積**を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

| | | | |
|--------------------|--|-----------|-------------|
| 現 状 (平成31年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 遊休農地面積(B) | 割合(B/A×100) |
| | 1,640ha | 8.8ha | 0.5% |
| 課 題 | 利用状況調査時の詳しい状況把握と遊休農地所有者へのケースに応じた的確な指導。 | | |

※1 管内の農地面積は、**耕地及び作付面積統計**における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成31年度の目標及び活動計画

| | | | |
|---------|--------------------------|--|-------------|
| 目 標 | 遊休農地の解消面積 0.5ha | | |
| | 目標設定の考え方: 解消を指導しうる限界的な数値 | | |
| 活 動 計 画 | 調査員数(実数) | 調査実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 |
| | 23 | 8月～10月 | 10月～1月 |
| | 調査方法 | 農業委員・農地利用推進委員・事務局職員により市内全域の農地を巡回する。調査により把握した遊休農地は、地区担当の農業委員により経過観察し、解消につなげていく。 | |
| | 農地の利用意向調査 | 実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 |
| | 11月～12月 | 12月～1月 | |
| その他 | | | |

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

| | | |
|--------------------|--|-----------|
| 現 状 (平成31年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 違反転用面積(B) |
| | 1,640ha | 0ha |
| 課 題 | 違反転用を未然に防止するためには、農業者等への周知並びに早期発見が重要となる。そのため、農地パトロール等の活動を強化する必要があると考える。 | |

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成31年度の活動計画

| | |
|------|--|
| 活動計画 | 年間を通して農地パトロールを強化し、違反転用の発生を防ぐ。また、違反転用を発見した時には、転用者に対し事情聴取を行なった上で、適切に指導をする。 |
|------|--|

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入